

財務省第13入札等監視委員会 令和6年度第2回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和6年12月17日(火) 熊本地方合同庁舎B棟2階共用大会議室	
委員	塚本 晃大 (塚本晃大法律事務所 弁護士)	
	朝田 とも子 (熊本大学 法学部 准教授)	
	山西 佑季 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)	
審議対象期間	令和6年7月1日～令和6年9月30日	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名 : 郡元南住宅外壁改修その他工事(改2024) 契約相手方 : 津曲工業株式会社 法人番号 : 4340001002817 契約金額 : 64,460,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年9月18日 担当部局 : 九州財務局
		契約件名 : 三重合同庁舎照明器具改修工事 契約相手方 : 株式会社九州山光社 法人番号 : 2290001006949 契約金額 : 6,039,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年9月2日 担当部局 : 熊本国税局
随意契約(公共工事)	0件	—
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : X線貨物検査装置等の収集運搬及び処分請負契約 契約相手方 : 株式会社リーテム 法人番号 : 9010001032090 契約金額 : 4,798,200円(税込) 契約締結日 : 令和6年7月31日 担当部局 : 沖縄地区税関
		契約件名 : 会計ソフトを使用した記帳指導の実施に係る業務委託 契約相手方 : 一般社団法人北那覇青色申告会 法人番号 : 2360005004289 契約金額 : 単価契約 予定調達総額 9,618,246円(税込) 契約締結日 : 令和6年7月5日 担当部局 : 沖縄国税事務所
随意契約(物品役務等)	0件	—
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : X線貨物検査装置等の収集運搬及び処分請負契約 契約相手方 : 株式会社リーテム 法人番号 : 9010001032090 契約金額 : 4,798,200円(税込) 契約締結日 : 令和6年7月31日 担当部局 : 沖縄地区税関
		契約件名 : 会計ソフトを使用した記帳指導の実施に係る業務委託 契約相手方 : 一般社団法人北那覇青色申告会 法人番号 : 2360005004289 契約金額 : 単価契約 予定調達総額 9,618,246円(税込) 契約締結日 : 令和6年7月5日 担当部局 : 沖縄国税事務所
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名 : 郡元南住宅外壁改修その他工事 (改2024)</p> <p>契約相手方 : 津曲工業株式会社 法人番号 : 4340001002817 契約金額 : 64,460,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年9月18日 担当部局 : 九州財務局</p> <p>外壁改修工事について総合評価落札方式を採用した理由は何か。一方、工事監理業務委託に関しては総合評価落札方式を採用していないが、その違いは何か。</p> <p>総合評価を行う際、「賃上げに関する指標」が評価項目の一つとなっているが、当該項目について事後的なフォローアップは実施しているのか。</p> <p>応札者数を増加させることも必要であるが、落札率を改善させるための基準等はあるのか。</p>	<p>(総合評価落札方式を採用した理由)</p> <p>国家公務員宿舎工事においては本入札方式を試行的に実施しているところであり、今年度においては、当初に計画していた工事案件(「外壁改修工事2件」と「水回り改修工事1件」合計3件)について、工事の内容や規模に鑑み適当と判断し、外壁改修工事2件を対象に試行的に総合評価落札方式を採用することとしたものである。</p> <p>(工事監理業務委託で総合評価落札方式を採用しなかったこととの違い)</p> <p>監理業務委託は、設計内容や施工状況を第三者の視点で確認することで公共工事の品質確保を図ることを目的としており、役務の提供となる。現状、国家公務員宿舎工事については平成30年度より試行的に総合評価落札方式を採用しているが、役務の提供となる監理業務委託については従来どおりの入札価格による一般競争入札を実施している。</p> <p>当該項目については賃上げの有無等について事後的な確認を行っている。仮にその賃上げがなされず、あるいは目標が達成されなかった場合、当該業者がそれ以降の総合評価落札方式による入札に参加した場合、評価値が下がることとなる。</p> <p>応札資格の範囲に関する基準はあるが、落札率の結果に直結するような基準等はない。</p>
<p>【事案2】</p> <p>契約件名 : 三重合同庁舎照明器具改修工事</p> <p>契約相手方 : 株式会社九州山光社 法人番号 : 2290001006949 契約金額 : 6,039,000円(税込) 契約締結日 : 令和6年9月2日 担当部局 : 熊本国税局</p> <p>落札率の低さについて、随意契約により業務委託した設計事務所が積算した工事見積金額が、実情とかけ離れていたという可能性はあるか。</p> <p>照明器具はパナソニック製と仕様書に記載されているが、実際にパナソニック製を導入したのか。</p> <p>工事代金に占める照明器具代の割合は。</p> <p>今回の工事で何台の照明器具を改修するのか。</p>	<p>予定価格の積算に当たっては、設計事務所から提出された参考見積書に記載されたLED機器のメーカーカタログから製品の定価を確認し、値引き率として70%を掛けている。また、廃棄物処分費や撤去費等は積算資料や物価資料から計算しており、結果として設計事務所が積算した工事見積金額と当局が積算した予定価格は近い金額となった。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>工事代金のほとんどが照明器具代である。</p> <p>230台の照明器具をLEDに更新する。</p>
<p>【事案3】</p> <p>契約件名 : X線貨物検査装置等の収集運搬及び処分請負契約</p> <p>契約相手方 : 株式会社リーテム 法人番号 : 9010001032090 契約金額 : 4,798,200円(税込) 契約締結日 : 令和6年7月31日 担当部局 : 沖縄地区税関</p> <p>他官庁の事案では参考見積書の金額に独自で値引割合を決めて予定価格を算出する場合もあるが、今回の予定価格の設定においてはそのような取り決めのようなのはあったか。</p> <p>検査機器の撤去後の処理について費用を抑えるために不適切な処理が行われていないか懸念される場所、請負業者に対して処理後の確認はどうしているか。</p> <p>参考見積書をいただいたもう1者が入札に参加しなかった理由は。</p> <p>X線検査機器以外にも有害物質が含まれ処分が困難な取締機器等はあるか。</p> <p>今後も処分に困る廃棄物が増えると思われるため、全国にどのような処分業者がいるか調査しておく必要があると思われる。</p> <p>資料中にあるサプライチェーンリスクに対する対応、とあるがどのようなものか。</p> <p>検査機器のメーカー側が運搬及び処分を請負うことはないのか。</p> <p>サプライチェーンリスクの観点から機器撤去後の廃棄処分までの確認をおこなう必要があるのではないか。</p>	<p>特に取り決めてはしていない。X線検査装置の廃棄について、以前までは他税関において一括にて廃棄処分契約を行っていたところ、令和4年より各税関で処分の契約を行うようになった。そのため、現段階では予定価格として参考にできるほどの実績がなく、安価な見積書の価格を予定価格として採用するに留まっている。</p> <p>廃棄物処理場から提出されるマニフェストにより確認している。また、業務の再委託がある場合には、再委託先に係る提出資料について確認を行っている。</p> <p>ヒアリングしていないので不明であるが、担当者によると参考見積書の提出にはご協力頂いたものの地理的、距離的な問題面から入札を見送ったのではないかとと思われる。</p> <p>やはり処分が困難な機器はX線検査装置が主である。今後もX線検査装置に含まれる有害物質(ベリリウム)は沖縄県内での処分ができないと思われる、全国的に見ても処分先が限られている。</p> <p>X線検査装置内には検査画像等のデータが残っており、このような情報が廃棄処理されるまでに外部に漏れる恐れが無いが、廃棄作業にかかわる再委託先も含めて調査を行ったものである。</p> <p>直接確認したことはないが、メーカー側は機器の製造がメインであるところ、産業廃棄物の処理業務も請負うメリットがあるのかというところだと思われる。各メーカーがどのように考えているのかは把握していない。</p> <p>運搬等は再委託されることが多いことから、再委託先事業者の資質確認や、必要があれば廃棄施設まで赴いて処分状況を確認するといったプロセスを今後組み入れていく必要があると考えている。</p>

<p>【事案4】</p> <p>契約件名 : 会計ソフトを使用した記帳指導の実施に係る業務委託</p> <p>契約相手方 : 一般社団法人北那覇青色申告会</p> <p>法人番号 : 2360005004289</p> <p>契約金額 : 単価契約 予定調達総額 9,618,246円(税込)</p> <p>契約締結日 : 令和6年7月5日</p> <p>担当部局 : 沖縄国税事務所</p> <p>落札率が高い理由は何か。</p> <p>応札業者が少ない理由は何か。</p> <p>使用する会計ソフトは無償のものを使用するのか。また、指導対象者は参加費などを支払う必要があるのか。</p> <p>例年、最終的に補助なしで記帳できるようになる指導対象者が2割程度となっているのは費用対効果が低いのではないか。</p>	<p>前年度と同一の業者が落札しているが、前年度と仕様に大幅な変更がなく、予定調達数量についても前年度と同一であったため、結果的に落札率が高くなったものと考えている。</p> <p>離島署(宮古島署・石垣署)を含め、沖縄県内6税務署で開催する指導会に派遣できる指導員が不足しているため、応札業者が少なくなっていると考えている。声かけをした業者に確認したところ、派遣できる指導員が沖縄県内におらず、県外から派遣しなければならないため、業務履行が困難であるとのことであった。</p> <p>有料の会計ソフトであるが、指導対象者は指導期間中無償で会計ソフトを使用することができ、参加費などの費用負担もない。</p> <p>最終的に8割程度は電子申告までは行っており、翌年からの記帳・適正申告には確実に効果はあるものと考えている。より効果的な指導方法については今後も検討し、改善を図っていきたい。</p>
---	--